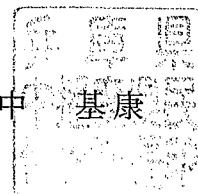


中播（県）第1117-2号
平成30年5月25日

（組合名）くすのき介護福祉事業協同組合
（発起人代表）さくらケアサービス株式会社
代表取締役 笹山 涼栄 様

兵庫県中播磨県民センター長 田中 基康



中小企業等協同組合設立認可について（通知）

平成30年5月2日付で申請のあった標記のことについては、別紙のとおり認可したので指令書を交付します。

なお、下記のことを履行されますよう併せて通知します。

記

- 1 発起人は、直ちに設立事務を理事に引き渡すこと。
- 2 理事は、発起人からの事務の引継を受けた後、遅滞なく出資金を徴収すること。
- 3 前号の出資の振込を行った日から2週間以内に設立登記を行うこと。
- 4 毎事業年度通常総会終了後、2週間以内に、決算関係書類（別紙様式）及び添付書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、余剰金の処分方法又は損失の処理方法を記載した書面、通常総会議事録の謄本）を中播磨県民センター県民交流室産業観光課へ提出すること。
- 5 役員改選時や随時、氏名・住所に変更があった場合は、2週間以内に、役員変更届（別紙様式）を中播磨県民センター県民交流室産業観光課へ提出すること。

兵庫県指令中播（県）第1117号

（組合の名称） くすのき介護福祉事業協同組合

（代表理事名） 笹山 涼栄

平成30年5月2日付で申請のあった協同組合の設立については、中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により認可する。

平成30年5月25日

兵庫県知事

井戸 敏三

